

京都市印鑑条例の一部を改正する条例（平成18年3月27日京都市条例第138号）

（文化市民局市民生活部区政推進課）

本市において個人の印鑑の登録を受けている者が、当該登録を受けている区以外の区に住所又は居住地を移したときは、原則として、当該登録の申請をしなくても、当該印鑑を当該区において登録し、当該印鑑に係る印鑑登録証を引き続き使用することができることとしました。

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市印鑑条例の一部を改正する条例を公布する。

平成18年3月27日

京都市長 梶本頼兼

京都市条例第138号

京都市印鑑条例の一部を改正する条例

京都市印鑑条例の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

(印鑑登録の特例)

第6条の2 第4条から前条までの規定にかかわらず、印鑑登録を受けている者が住所異動（当該印鑑登録に係る区の所管区域外に住所又は居住地を移すことをいう。以下同じ。）をしたときは、当該者の当該住所異動後の住所又は居住地を所管する区長は、当該者が登録していた印鑑を印鑑登録原票に登録するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 住民基本台帳法第22条第1項の規定による届出又は外国人登録法第8条第1項の規定による申請の際、当該者の当該住所異動後の住所又は居住地を所管する区において当該印鑑の登録をしない旨を当該区の区長に届け出たとき。

(2) 第11条第4号又は第6号に該当するとき。

第7条中「前条」を「第6条」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前条の区長が同条の規定による登録をしたときは、当該登録を受けた者の住所異動前の住所又は居住地を所管する区長が交付した登録証（この項の規定により当該区長が交付した登録証とみなされるものを含む。）を同条の区長が交付した登録証とみなす。

第11条第3号中「区役所、区役所支所又は区役所出張所」を「区」に改める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

(文化市民局市民生活部区政推進課)